|  |
| --- |
| ※　受付番号 |
|  |

様式第１号（R7.4.1）

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）　出向実施計画（変更）届

出向の実施につき、次のとおり届けます。

　　　　なお、この計画届による出向の状況の確認を安定所（労働局）が行う場合には協力します。

　　年　　月　　日　　　　　　　　　　 事業主　住　所　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　又は　 名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代理人　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者が代理人の場合、上欄に代理人の、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入

を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令

第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の、下欄に申　　　　　　　　　　　請者の氏名等を記載してください。

労働局長　殿　　　　　　　　　　事業主又は

住　所　〒

（　　　　　　　　公共職業安定所長経由）　　 　(提出代行者・事務代理者)

名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社会保険労務士

氏　名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 出向元事業所 | (1)事業所番号、名称及び所在地等 | (2）事務担当者職・氏名(電話番号) |
| 雇用保険適用事業所番号  名　称  所在地 |  |
| 電話番号  　　　　　　　　　　（　　　　　　） |
| (3) 出向開始基準日  別紙（既に提出済のものも含みます）の②（３）の出向開始予定日  のうち、最も早い日を記載してください。  出向先事業所が複数ある場合は、各出向先事業所の出向開始予定日  のうち、最も早いものを記載してください。 | 年　　　月　　　日 |
| （4）変更理由  提出済の出向計画届の内容について、変更を届け出る場合は  a～fのうち該当する変更理由に「○」を付けてください。 | a　出向労働者数の増加  b　出向期間の延長  c　出向先事業所の増加・変更  d　出向労働者の変更  e　賃金類型  f　支給申請頻度  g　スキルアップ計画の内容の変更 |

※出向先事業所ごとの審査対象期間、出向予定労働者等については、様式第１号別紙に記載してください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ※　処理欄  （労働局記入） | 受理年月日 | 年　　月　　日 | 企業規模 | □　大企業  □　中小企業 | 受理印 |  |

様式第１号（裏面）

【記入要領】

１　本様式は、出向元事業所ごとに別葉で作成し提出してください。

２※印欄には記入しないでください。

【出向計画届の提出にあたっての注意事項】

本様式は、「産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）ガイドブック」の「出向計画届に必要な書類」に示す添付書類を用いて次によって、出向元事業所の事業主が提出してください。

１　出向の実施に関する労使協定及び出向元事業主と出向先事業主との間の出向契約に定めるところによって実施することを予定する出向について提出してください。

２　（３）出向開始基準日の前日までに提出してください。ただし、天災その他やむを得ない理由によりその日までに届け出ることができないときは、その旨を記した書面を添えて当該理由のやんだ後1か月以内に提出してください。

３　この届出の記載内容に不備がある場合や、必要な添付資料の提出がない又は記載内容に不備がある場合で、管轄労働局長が定める期間内に必要な補正又は提出がなされない場合には、助成金が支給されないことがあります。

４　届け出た事項のうち、出向先事業所の増加・変更、出向労働者の変更、出向労働者数の増加、出向期間の延長、賃金類型または様式第２号の記載内容に変更に変更が生じたときは、様式第１号の表題中「変更」の部分を○で囲み、「産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）ガイドブック」の「出向計画届（変更届）に必要な書類」に示す書類と併せて、その内容の変更が生じる日のうち最も早い日から起算して３か月前の日から当該変更の生じる最も早い日の前日まで（天災その他当該期日までに提出しなかったことについてやむを得ない理由があるときは、当該理由のやんだ後1か月以内）に、届け出てください。この届出を怠ると、受給できないことがあります。

５　代理人が申請する場合にあっては、委任状（写）を添付してください。

６　この届出書を取り下げるときは様式上段の「出向の実施につき、次のとおり届けます。」を「出向の実施につき、次のとおり届けたところですが、これを取り下げます。」と修文し、すでに届けている内容を記入のうえ支給申請書を提出する前までに提出してください。